

提出年	法律名	主な内容	公布日	施行日
2023 年 211 国会 (常会)	金融商品取引法等の一部を改正する法律	デジタル化の進展等の環境変化に対応し、金融サービスの顧客等の利便の向上及び保護を図るため、金融事業者等による顧客等の最善の利益を考えた業務運営の確保、顧客属性に応じた説明義務や顧客への情報提供におけるデジタル技術の活用、「金融経済教育推進機構」の設立、金融商品取引法上の四半期報告書の廃止等の措置を講ずるもの。	R 5. 11. 29	R 6. 11. 1 (一部の規定を除く)
2023 年 211 国会 (常会)	情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための社債、株式等の振替に関する法律等の一部を改正する法律	デジタル化など資本市場を取り巻く環境が変化する中、資本市場の効率化及び活性化を図るため、デジタル化への対応、スタートアップ企業の上場日程短縮のための措置を講ずるもの。	R 5. 11. 29	R 6. 11. 1 (一部の規定を除く)
2024 年 213 国会 (常会)	金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律の一部を改正する法律	我が国資本市場の活性化に向けて、資産運用の高度化・多様化及び企業と投資家の対話の促進を図りつつ、市場の透明性・公正性を確保するため、投資運用業者の参入促進、非上場有価証券の流通活性化、大量保有報告制度の対象明確化、公開買付制度の対象取引の拡大のための措置を講ずるもの。	R 6. 5. 22	公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日（一部の規定を除く）。
2024 年 213 国会 (常会)	事業性融資の推進等に関する法律	事業者が、不動産担保や経営者保証等によらず、事業の実態や将来性に着目した融資を受けやすくなるよう、事業性融資の推進に関し、その基本理念及び国の責務を定め、事業性融資推進本部の設置、企業価値担保権の創設、認定事業性融資推進支援機関制度の導入等の措置を講ずるもの。	R 6. 6. 14	公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日（一部の規定を除く）。